

平成 21 年度上半期における下請代金法に基づく
取締状況等について（詳細版）

平成 21 年 11 月 20 日

中 小 企 業 庁

1. 下請代金支払遅延等防止法の運用について

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）は、独占禁止法の特別法として、下請取引を公正なものとするとともに、下請事業者の利益を保護するため制定されたものである。中小企業庁は、同法に基づき下請取引に関する調査・検査を行う権限を有しており、当該調査・検査に基づいて、同法違反のある又はおそれのある親事業者に対して改善指導等を行っている。

(1) 下請代金法に基づく取締状況

中小企業庁では、親事業者及び下請事業者を対象とした定期的な書面調査の実施や立入検査の実施により、下請代金法の違反行為の把握に努めており、下請代金の不当な減額、支払遅延などの下請代金法上の 11 の禁止行為に該当するおそれや、発注時の書面交付義務、関係書類の保存義務の違反のおそれが認められた場合には、親事業者に対して、改善指導を行い、減額した下請代金の返還、遅延利息を含めた代金の支払等の原状回復措置や、再発防止策を講じさせてきたところである。

平成 21 年度上半期には、親事業者 39,557 社（平成 20 年度上半期 27,686 社）に下請事業者 65,000 社（同 74,704 社）を加えた計 104,557 社（同 102,390 社）に対して書面調査を実施し、その結果から、下請代金法違反のおそれのある 3,187 社（同 3,996）の親事業者へ警告文書を発出した（表 1 参照）。

また、中小企業庁及び各経済産業局では、下請事業者から下請代金法に違反するおそれのある親事業者についての申告の受付を随時行っており、平成 21 年度上半期は 35 件（平成 20 年度上半期 33 件）あった。

なお、平成 20 年度は約 20 万件であった書面調査数を今年度は約 23 万件に増加する予定。

表 1 下請代金法の運用状況

事 項 \ 年 度	平成 20 年度 上半期	平成 21 年 上半期
書面調査・申告	102,423	104,592
申告	33	35
警告文書発出	3,996	3,187
立入検査等	433	460
改善指導	395	439
うち措置請求	0	0

(2) 立入検査の実施状況

違反のおそれの高い 460 社に対し立入検査等を実施し、439 社に対して書面により改善指導を行った。下請代金法上の 11 の禁止行為の違反としては、支払代金の支払遅延、下請代金の減額が多く見られ、これらに対し改善指導を行った（表 2 及び別紙 1 参照）。そのうち親事業者 106 社に対し、減額した下請代金及び支払遅延に係る遅延利息の合計額約 253 百万円の支払を指導した。

併せて親事業者に対して、発注時の書面交付（発注内容、発注金額、納期、検収期間、知的財産権の取扱などの事項を記載）の徹底、関係書類の保存の徹底の指導を行うとともに、これらの違反行為のほか、下請代金法上の 11 の禁止行為に違反することのないよう社内における体制整備を行うこと等についても指導した。

詳しくは右記HPへ⇒

[下請講習会 テキスト](#)

[検索](#)



表 2 改善指導措置の内訳

内 訳		年 度	
		平成 20 年度上半期	平成 21 年上半期
実 体 規 定 関 係	総 計	353	351
	受 領 拒 否	12	8
	支 払 遅 延	127	119
	下請代金の減額	137	131
	返 品	14	15
	買 いた た き	13	17
	購 入 ・ 利 用 強 制	0	2
	報 復 措 置	0	0
	有償材の早期相殺	20	15
	困 難 手 形	27	33
	利 益 要 請	2	6
	や り 直 し	1	5
手 続 規 定 関 係	総 計	603	695
	書面不備・未交付	370	378
	書 類 未 保 存	233	317

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

平成20年度より、企業間取引に関する中小企業の様々な悩み等に対応するため、財団法人全国中小企業取引振興協会と全国47都道府県下請企業振興協会に「下請かけこみ寺」を設置し、下請取引の適正化に向けた活動を実施してきている。

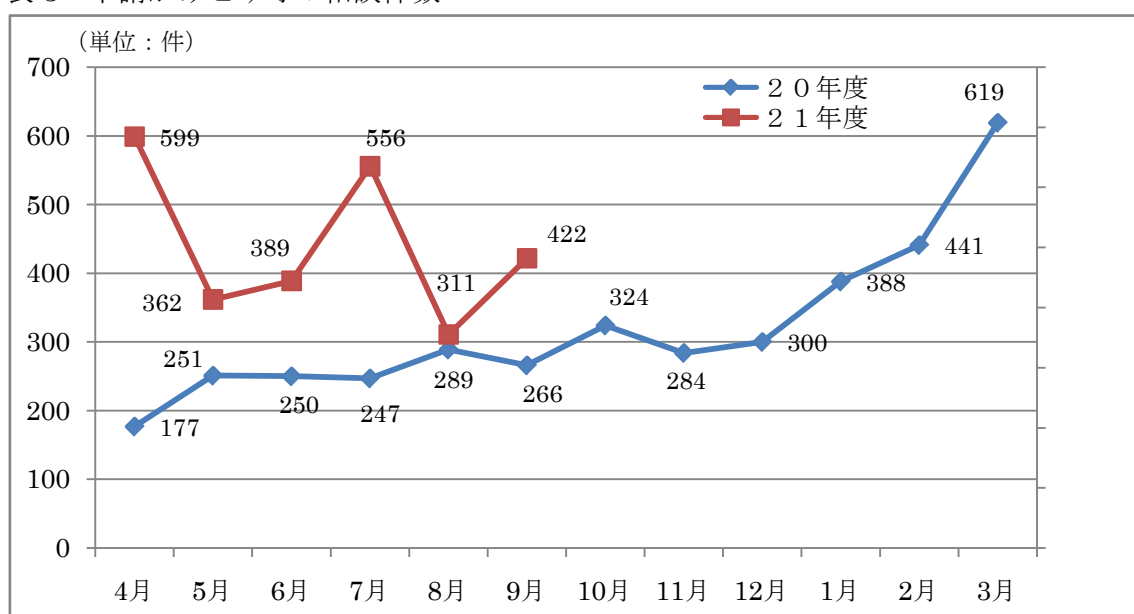
全国の中小企業からは多くの相談が寄せられており、法令違反が疑われる場合は、速やかに国に事案を取り次ぐなど、迅速な対応がなされている。

詳しくは右記HPへ⇒

(1) 相談対応

企業間取引に関する様々な相談に対して親身な相談を行っており、平成21年度上半期における相談実績は2,639件（平成20年度上半期は1,480件）となっており、その内容は「下請代金法」に関連する相談件数が486件、「建設業法」関連が779件、「貨物自動車運送事業法」関連が129件となっている。

表3 下請かけこみ寺の相談件数



(2) 弁護士無料相談

景気の急激な悪化を踏まえ、全国の下請かけこみ寺において、164名の登録弁護士による無料の相談体制を構築し、相談者の所在地に最も近い場所で、弁護士が親身になって相談に応じている。平成21年度上半期は414件（平成20年度下半期から開始）となっており、「代金回収」、「取引停止」、「契約」に関する相談が多い。

詳しくは右記HPへ⇒

【相談事例】

タウン誌の制作を300万円で請け負ったが、同誌に掲載する広告が集まらないということで、一方的に契約が解除された。すでに同誌の制作は約80%まで進行していたが、代金を払ってもらえない。→当事者間で交渉が進まないため、弁護士が内容証明郵便の記入方法を指導し、相談者は代金未払いである旨の通知文を発送した。その後、先方との話し合いにより代金の一部支払いがなされ解決した。

(3) ADRの実施

全国の弁護士を「下請かけこみ寺」に登録し、下請かけこみ寺本部（財団法人全国中小企業取引振興協会内）が主導して各地でADR（裁判外紛争解決手続）を実施し、平成21年度上半期は24件（平成20年度上半期は4件）の案件に対応した。

詳しくは右記HPへ⇒

【和解事例】

A社(中小企業)は材料支給による縫製加工をB社(中小企業)から請け負ったが、加工代金(80万円)を支払ってもらえないとして、A社から申立てがあつたため、B社に確認したところ、A社が納品した製品に縫製不良があり、B社の客先に納品できなかったとして、A社に対して加工代金を支払っていなかった。
→約3カ月間の調停を経て、解決金約40万円の加工代金で合意し、和解契約書を締結した。

3. 親事業者に対する下請代金法講習会の開催（表4参照）

(1) 調達担当者に対する下請代金法講習会

下請代金法の違反を未然に防止することを目的として、主に親事業者を受講対象として実施しており、企業の裾野部分からの法令遵守意識の形成を目的としている。

詳しくは右記HPへ⇒

(2) 経営者等に対する下請代金法講習会（トップセミナー）

企業の経営層に対する直接的な下請代金法の周知活動が、企業ぐるみの取組を促し、「下請取引の適正化」の実効性をより高める観点から開催している。

詳しく右記HPへ⇒

(3) 下請取引適正化特別推進講習会

下請取引の適正化を推進するため、本年6月を「下請取引適正化特別推進月間」として、公正取引委員会と連携しつつ、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するための下請取引適正化特別推進講習会を開催する等の事業を実施した。

なお、今月（11月）は下請取引適正化推進月間であり、下請取引適正化特別推進講習会やシンポジウムを開催している。

詳しくは右記HPへ⇒

表4 講習会別の受講者数（平成21年度上半期）

講習会事業名	開催回数	受講者数
(1) 調達担当者に対する下請代金講習会	30回	4,439名
(2) 経営者等に対する下請代金講習会 (トップセミナー)	15回	861名
(3) 下請取引適正化特別推進講習会	22回	3,840名
合計	67回	9,140名

4. 下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）

(1) 下請ガイドラインの策定状況

下請代金法による取締にとどまらず、親事業者及び下請事業者の間の適正な取引を一層推進していくことが重要であるとの認識の下、現在までに11業種において下請ガイドラインを策定している。

平成21年度上半期においては、既に策定している下請ガイドラインのうち、「放送

コンテンツ」の下請ガイドラインを本年6月に改訂し、他のいくつかの業種についても改訂版を出すべく作業を進めている。また、鉄鋼、印刷、化学等の新たな業種においては策定を進めている。詳しく右記HPへ⇒ [ガイドライン業種別一覧](#) [検索](#)

(2) 下請ガイドラインの普及啓発

全国各地において、「下請かけこみ寺」と全国中小企業団体中央会等が連携して、下請ガイドラインの説明会を開催している。平成21年度上半期は普及説明会を37回開催（表5参照）し、1,094名の受講者があった。今年度中は全国で300回の開催を予定している。

詳しく右記HPへ⇒ [下請ガイドライン 説明会](#) [検索](#)

表5 業種別の説明会開催数

素形材	自動車	産業機械 航空機	繊維	情報通信 機器	情報サービス・ ソフトウェア
6	1	1	4	0	2
広告	建設業	トラック運 送業	建材・住宅 設備	下請ガイドライン 全体	合計
1	14	1	1	6	37

(3) 下請ガイドライン「ベストプラクティス集」(三訂版)

各下請ガイドラインに記載されている望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としてベストプラクティス集を作成している。今般、新たなガイドラインの策定等を踏まえ、本年11月にベストプラクティス集の再改訂を行った。詳しくは右記HPへ⇒ [ガイドライン ベストプラクティス集](#) [検索](#)

5. 事業者団体、親事業者に対する年末通達の発出

約700の事業者団体、約30,000の親事業者に対し、下請取引の適正化を要請する通達を、経済産業大臣と公正取引委員会委員長の名義で本日発出する。

また、約800の事業者団体に対し、下請中小企業振興法に基づく振興基準を遵守し、下請事業者への配慮等に係る通達を経済産業大臣と主務大臣連名等により本日発出する。

6. 今後の取り組み

(1) 親事業者に対する特別事情聴取

下請代金法に基づく改善指導を連続して受けている等の親事業者に対し、中小企業庁及び各地方経済産業局幹部による特別事情聴取を行う（本年11月から実施）。

(2) 地域巡回セミナー

今年度新たに地方都市において、地域の事業者を対象に下請代金法等に関する講習会と弁護士無料相談会を同時に開催する「巡回セミナー」を本年10月より開始し、合計246回開催する予定。

詳しくは右記HPへ⇒ [地域巡回セミナー](#) [検索](#)

(3) 下請取引適正化シンポジウム

本年 11 月より全国 8 か所において、独占禁止法や下請代金法等の果たす役割と企業取引における大企業の法令遵守の取組に焦点を当てた「下請取引適正化推進シンポジウム」を開催するとともに、その概要を紙上シンポジウムとして全国紙に掲載して、全国の親事業者の啓発を図る。

詳しくは右記HPへ⇒



(4) 下請かけこみ寺における相談体制の強化

各都道府県 48 カ所に設けている「下請かけこみ寺」における無料弁護士相談体制を強化する。今後、相談に当たる弁護士数を現在の 164 名から約 440 名に増員し、中小企業からの相談に一層きめ細かく対応する。

平成 21 年度上半期における主な指導事例

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

業 種	概 要
建材・住宅設備業	住宅設備の製造を行っている A 社は、発注元の都合によるシステム登録の遅れを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期して予定納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

業 種	概 要
化学品製造業	B 社は、化学薬品等の製造を委託しており、納入月末締め翌月末現金払のところ、検収遅れにより下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
ソフトウェア・サービス業	情報成果物を下請事業者に委託している C 社は、メールによる発注を行っていたが、納期を定めずに発注した上、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

業 種	概 要
自動車部品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託している D 社は、単価決定の合意日前に発注した部品について、単価改訂後の単価に遡って適用し、単価改訂前の単価と単価改訂後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額を減額していた。
室内装備品販売業	室内装備品の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、下請代金の支払時に、同社が実際に要した振込手数料を超える額を下請代金から差し引いて支払っていた。

4 返品（第 4 条第 1 項第 4 号）

業 種	概 要
家具等製造販売業	家具等の製造を下請事業者に委託している F 社は、受入検査を下請事業者の口頭で委任しているにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。

5 買ったたき（第 4 条第 1 項第 5 号）

業 種	概 要
医療用機器製造業	医療用機器の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者と十分な協議をせず、下請事業者からの見積に対して一定比率を乗じた額を引き下げて、下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

業 種	概 要
印刷業	ポスター・パンフレット等の製造を下請事業者に委託しているH社は、自ら作成すべき注文書、原価計算伝票、仕入先元帳及び仕入先伝票を下請事業者を作成させ、その費用についても下請事業者の負担としていた。

7 有償支給材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業 種	概 要
衣料品製造業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者の有償で原材料を支給しているが、同社が月末に支給した原材料について、実際に使用されるのが翌月以降であるにもかかわらず、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早期に、下請代金から当該原材料の対価を控除して支払っていた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業 種	概 要
生産用機械器具製造業	バルブ等配管関係機材の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える（125日）手形を交付していた。